

平成20年8月11日

北アルプス広域連合長
牛越 徹 殿

ごみ処理施設を考える名鉄の会
会長 長谷川 恒信
(399-9211 北安曇郡白馬村神城 27721-396)

飯森地区を候補地とするごみ処理施設建設計画に関する質問書

「飯森地区」を候補地とする北アルプス広域連合のごみ処理施設建設計画に関して、名鉄地区に対してはこれまで4回の説明会が実施されましたが、質問に対する広域連合の回答の多くは正面から答えておらず、納得できるものではありません。ここに改めて質問書を提出しますので、各項目に対し的確なるまた誠意ある回答を求めます。

なお、7月11日の名鉄地区説明会の席上で回答を約束した質問で、以下の質問に含まれていないものについても、本質問書の回答に併せて回答いただくことをお願い致します。

これまでの資料、質問書及び回答書を下記の如く略して引用します。ページはPで表わします。

「調査報告書」：ごみ処理施設用地選定調査報告書

「説明会資料」：ごみ処理施設整備に係る住民説明会資料

「考え方」：ごみ処理施設候補地に係る住民説明会 主な質問に対する広域連合の考え方

「質問書1」：広域連合の説明会での質問(2007年5月7日第2回名鉄地区説明会に提出した質問書)

「回答書1」：ごみ処理施設候補地に係る説明資料 主な質問に対する広域連合の考え方(その2)

「質問書2」：ごみ処理施設候補地に係る説明資料 主な質問に対する広域連合の考え方(その2)への反論(2007年8月1日第3回名鉄地区説明会に提出した質問書)

「2巡目資料」：ごみ処理施設建設に係る説明資料

「回答書2」：「ごみ処理施設候補地に係る説明資料 主な質問に対する広域連合の考え方(その2)への反論」への回答

1. ごみ処理施設の建設は、「地元」地区の同意が必要と何度も明言している。名鉄別荘地区の行政区分は「飯森」であり、しかも候補地に一番近い住宅地域である。名鉄別荘地区は同意を必要とする「地元」であることをここで確認する。
2. これまでの2回の質問書及び今回の質問書は、白馬村民が持つ疑問や意見等を代表したものである。従って、広域連合は我田引水の説明や数値を文書配布するだけでなく、これらの質問に対する回答を全村民に知らしめるべきであり、質問と対比した回答書を全村民に配布することを要求する。
3. ごみ焼却施設の建設について
 - (1) 広域ごみ焼却施設を平成22年度に建設する理由として、これまでは大町の焼却施設が寿命であり早期の建て替えが必要ということであったが、2巡目の説明会で、大町の焼却施設はまだ寿命があり、地域住民との移設の約束があるためとの説明があった。これまでの説明は虚偽だったといえる。文書での弁明と謝罪の公表を要求する。
 - (2) ということは、大町の住民から移設を求められているため、広域化の美名のもとに建て替えの施設を白馬に造るということであり、まさに大町市のエゴである。
白馬村にとっては、大町市のごみを焼却するために、まだ使用できる白馬の焼却施設を潰して新しい焼却施設を白馬に造るということであり、不条理もはなはだしい。
大町の焼却施設の代替施設は大町に造ることを求める。

- (3) 従来からのごみ焼却施設建設の大前提が崩れたのであるから、広域ごみ処理施設建設の計画を最初から見直すことを求める。
- (4) 法改正により新しく制定された「循環型社会形成推進交付金」では、大町と白馬の両方にごみ焼却施設を建設することが可能であるとの見解を、広域連合は国と県に確認している。現状のまま大町と白馬で別々に焼却場を持つことにすれば、現在のような不毛な議論をしなくて済む。大町の焼却施設の移設が早期に必要ななら大町に造ればよく、そうすれば飯森地区までの運搬費も不要になる。何故白馬を引きずり込む必要があるのか。まだ使える白馬の施設を潰す必要はない。大町と白馬と別々に焼却施設を持つことを求める。
- (5) 「2 巡目資料」2 項にて、現在の焼却施設の能力が 99 t/日であるが、新ごみ焼却施設は 48 t/日と大きく削減した規模だとしており、大幅なごみの減量化を折込んで計画しているように聞こえるが、昨年度のごみ焼却量から計算すれば 49 t/日であり、現施設が過大施設ということである。過大施設だから維持費も割高になっている。同じ過ちを犯さないためにも、なぜこのような過大な施設になったのかの検証を求める。
- (6) 焼却施設を一旦建設してしまえば、いくらごみを減量しても施設の大きさは変わらない。むしろ焼却を維持するためゴミを集める、分別したゴミを燃やす、はては産業廃棄物を燃やす事態になっている焼却施設の話は多い。焼却施設を造ってからごみの減量を図るというのは順序が逆である。まず焼却ごみの減量化に努め、しかる後に焼却施設を計画するのが順序である。
- 「回答書 2」4-①でも、「更なるごみの減量化が図られれば、より小さな施設規模とすることも可能」としており、その通りである。現施設を継続使用し、その間ごみの減量に努め、しかる後に減量に見合った小規模の施設を計画することを要求する。
- (7) 「考え方」A1 で、「焼却するごみをゼロにすることは困難であり、ごみ焼却施設は必要不可欠な公共施設です」と述べているが、ごみ焼却施設が不要であるとは言っていない。現に使える施設を潰して新しく作る必要がない、すべきではない、焼却ごみを減量化してから小規模の施設を計画すべきと言っているのである。また「ごみ処理施設の建設とごみの減量化・リサイクルを併行して進める計画です」というのは(6)項で述べたように施策として間違っている。何故使える施設を潰してまで、将来過大施設となることが予想される施設を早急に造ろうとするのか理由を求める。
- (8) ごみ焼却施設を広域化する目的はダイオキシンの削減としているが、ごみを燃やすからダイオキシンが発生するのであり、ダイオキシン削減の一番の有効な手段は燃やすごみを極力減らすことである。焼却施設を造る前に焼却ごみを減らす努力をすべきである。まず焼却ごみの減量計画を立て、その中で焼却施設の検討をすべきである。焼却ごみの今後の減量計画の提示を求める。
- (9) ごみの焼却はCO₂を発生させる。現在地球温暖化対策が求められており、そのためにもまず焼却ごみの減量に努め、CO₂の排出量を削減すべきである。
- 新施設はどれだけのCO₂を発生させるか。白馬村にとってCO₂排出量がどれだけ増えるか。
- (10) 白馬村のごみ焼却施設は平成 23 年度までローン（償却残）が残っており、ローン返済が済むとまた借金をして新施設を造ろうとしている。このようなことは金持ちのすることであり、貧乏な白馬村のすることではない。一度造った施設を寿命一杯まで大事に使うべきである。
- 現在の施設を使用するなら建設費は掛からずローンがなくなり、撤去費も不要、しかも広域の施設を飯森地区に建設すれば追加して必要な年間約 6,900 万円（15 年で 10 億円以上）もの運搬コストが不要となり（「調査報告書」表 9）、一番経済的である。現施設の継続使用を求める。

4. 用地選定における1次選定に関して

- (1) 用地選定の1次選定における広域立地回避地図において、回避すべき調査項目（スクリーニング項目）は、「長野県中信地区廃棄物検討委員会」の1次スクリーニング項目に準じたとしている（「回答書1」2-①）。この委員会での1次スクリーニング項目は「各種の法令において、具体的な線引きを伴い纏まった保存ゾーンの区割りや保全地域等の指定がなされている場合、それらについては機械的に立地候補地からはずす」としており、この考え方でスクリーニング項目を求めたのが「質問書1」2-⑤及び「質問書2」2-①の要求であるが、「回答書2」2-①では要求に正しく答えていない。改めて「景観法」に基づいて長野県が指定した「景観育成重点地域」をスクリーニング項目に加えることを要求する。
- (2) また「回答書2」2-②で回避地域としなかった理由を、景観法は建築行為を是認しているからというが、スクリーニング項目は建築行為の規制有無だけで選定されたものではない。また他のスクリーニング項目で建築を是認しているものは都市公園法など数多くあり、理由にはならない。建築基準法も建築行為そのものは是認しており、立地そのものを規制しているというが、ごみ焼却施設の建設を規制しているわけではない。この理由はこじつけであり受け入れられない。納得できる理由を求める。
- (3) 長野県が策定した「中・大型風力発電施設に関し、災害や環境などの観点から影響が想定される地域のマップについて」においても、砂防指定地等とともに景観育成重点地域を「立地については慎重に検討すべき地域」としている。本用地選定においても「景観育成重点地域」は当然回避地域に入れるべきであり、入れることを求める。
- (4) 「風致地区」は、自然的景観を保持するための地区であり、「景観育成重点地域」と同様の意図を持った規制である。「風致地区」をスクリーニング項目に入れて「景観育成重点地域」を入れないのは恣意的な選別であり、受け入れられない。何故か理由を求める。
- (5) 同じく1次選定の回避地域に関して、1次選定の主眼の一つは「生活環境の保全を図る」であるが、生活環境の保全を図るため回避された地域は、大町市の住居系、商業系の地域のみで、白馬村は「用途地域に指定された地域でないから除外対象としなかった」（「回答書1」2-③）とし、そして検討結果として「除外されていない地域は、生活環境面などへの影響が比較的小さい地域として考えられる」（「調査報告書」P14、「説明会資料」P6）と結論付けている。何故白馬村は生活環境面などへの影響が比較的小さい地域なのか、理由を求める。白馬村民の生活環境の保全は全く考慮されていない。
- (6) 本来、都市計画の用途地域の指定は無秩序な市街化を防止するためのもので、本選定における「生活環境の保全を図る」とは目的が異なる。1次選定において、都市計画法のみのスクリーニングで大町の住民のみ考慮し、白馬の住民を考慮しないのは差別であり、公平な処遇ではない。白馬村の住居系、商業系地域を回避項目に加えることを要求する。
- (7) 2次選定で白馬村民の生活環境を配慮したというが、学校、病院、住宅群から300m離れたのは「交通面での安全を考慮し」（「考え方」A10）としており、1次選定の主眼の「生活環境の保全を図る」とは目的が異なる。理由にならない。1次選定で配慮することを求める。
- (8) 「調査報告書」において、都市計画法の住居系、商業系の用途地域を回避地域とした理由として「『都市計画運用指針』によれば、用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましいとされているから」としているが、この表現から導かれるのは「工業系

の用途地域を立地適地地域とする」というものであり、住居系、商業系の用途地域のみを回避地域とするという解釈は、日本語として成り立たない。長野広域でのごみ焼却施設候補地の評価項目では、工業系◎、商業・住宅系○、田園居住地△として評価しており、「都市計画運用指針」と同じ考えであり、さらに田園居住区の評価を商業・住宅系より低くしている（望ましくない地域としている）。これが順当な評価である。大町市の工業地域、準工業地域を選定することを求める。

- (9) 用地選定の2次選定で、「学校、病院、住宅群から一定距離にある地域は候補地より除外する」としているが、その根拠は「考え方」A10で建設省の「計画標準案」によるとしている。しかし、その「計画標準案」では「ごみ焼却場や火葬場を都市計画するに際し、付近300m以内に学校、病院、住宅群、または公園がないこと」となっており、「公園」という言葉がいつの間にか消去されている。何故消去したのか理由を求める。グリーンスポーツの森は明らかに運動公園であり300m以内にあるので、「計画標準案」に従って「飯森地区」は除外されるべきである。
- (10) 同じく回避地域に関して、回避項目として「鳥獣保護区」が入っている。その理由として「鳥獣保護区は、鳥獣の保護の観点から樹木の伐採等が制限されていることから」としている（「調査報告書」P12）。しかし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律のどこにこのようなことが書かれているか明示することを求める。
- (11) 「長野県中信地区廃棄物検討委員会」のスクリーニング項目は「鳥獣特別保護区」となっているが、「調査報告書」では、1次調査の段階で「特別保護区(鳥獣保護区)」とし、1次選定では「鳥獣保護区」にすりかえられている。「鳥獣特別保護区」では建築物その他の工作物の新築や木竹の伐採等が規制されているが、「鳥獣保護区」では樹木の伐採等の制限はされていない。これは明らかに恣意的な改ざんである。「中・大型風力発電施設に関し、災害や環境などの観点から影響が想定される地域のマップについて」においても、「鳥獣保護区」ではなく「鳥獣特別保護区」を「立地については慎重に検討すべき地域」としている。「鳥獣保護区」をスクリーニング項目としたのは不適切である。スクリーニング項目の見直しを求める。
- (12) オオタカ等の猛禽類については、用地選定段階では検討されていない。代わりに別途調査が行われており、県環境保全研究所の評価結果が公開されている。この評価結果から推察すると、広域連合は「営巣中心域」を問題視し、これを避ければ問題ないとしているようであるが、採餌地域等を含む「高利用域」があるからこそ「営巣中心域」があるわけで、「中・大型風力発電施設に関し、災害や環境などの観点から影響が想定される地域のマップについて」においても、「立地については特に慎重に検討すべき地域」として「営巣中心域、高利用域及びその推定域」としている。猛禽類の保護を考えるなら、「営巣中心域」だけでなく「高利用域」も回避することを求める。
- (13) スクリーニング項目が目的によって修正されることはありうるが、その修正は客観的な妥当性がなければならない。上述のように「調査報告書」における修正は客観的な妥当性がなく、数々の恣意的な修正が行なわれており、改めて用地選定の実施を求める。

5. 排ガスについて

- (1) 「国の排ガス基準は、人体や環境への影響がないように定められたもの」との説明の撤回を、「質問書2」3-①において求めたことに対し、「回答書2」3-①で「人の健康の保護及び生活環境の保全上支障がない」との趣旨で使用したとしているが、言っている事は同じことで、「支障がないように定められたもの」ではない。説明が不十分ではなく間違った表現である。席上でもコンサルタントは間違いを認めている。改めて「国の排ガス基準は、人体や環境への影響がないように定められたもの」との説明の撤回を求める。

- (2) 「回答書 2」の 4-①の回答は正しく回答しておらず、納得できない。ごみ焼却施設からの排ガスは有害物質を含むので、用地選定に当ってはその影響を検討するのが当然であり、生活環境や自然環境への影響が最も少ない地域を選定すべきである。この検討をしていない用地選定は欠陥である。18 ヶ所の候補地の中で影響のより少ない地域を選定することは可能であり、そのような選定をすることを求める。
- (3) 「回答書 2」の 3-①で、また「2 巡目資料」P5 でも、シミュレーション結果が記載されているが、このシミュレーションは飯森地区の地形をインプットしているのか。飯森地区は盆地で希釈能力が低いから特に問題だとしているわけで、このデータが入っていないシミュレーションは意味がない。計算条件と計算結果の公表を求める。
- (4) このシミュレーションは平坦な地形条件での計算と思われ、飯森地区の地形を考慮すれば優に 100 倍以上の濃度地域が発生するので、シミュレーション結果の環境負荷が環境基準の 100 分の 1 より小さいということは、飯森地区では環境基準を満たせないことを明確に示している。飯森地区は明らかに不適切な地域であり、シミュレーション結果に見合う希釈条件の良い地域を選定することを求める。
- (5) シミュレーションは机上での計算なので、生活環境影響調査を待つ必要はない。今からでも可能である。活断層の確認調査程度の費用で可能と思われるので、直ちに飯森地区の地形を考慮したシミュレーションの実施を求める。
- (6) 広域連合は、排ガスの基準値を現施設と新施設とを比較して表示しているが、現施設の基準値は建設当初の数値で、ダイオキシン対策等の改修を実施した時の基準値ではないと思われる。第 43 回ごみ処理広域化計画推進協議会資料 5 には「法規制値及び設定値」として下記の数値が示されている。

項目	単位	大町市	白馬山麓	本連合
ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.02 [0.2]	0.02
硫黄酸化物		K 値 17.5 以下	28 ppm [K 値 17.5 以下]	80 ppm
窒素酸化物	ppm	250	250 [250]	150
塩化水素	ppm	250	300 [430]	200
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1	5 [10]	0.1

(注) 白馬山麓の下段の [] 内の数値は、広域連合が「考え方」A29 や「2 巡目資料」P6 に提示している値

白馬山麓の排ガス基準値は、窒素酸化物を除いて全て改修により低減されており、これと新施設の基準値を比較すると“ばいじん”は同程度、硫黄酸化物は新施設の方が増えており、新施設が現施設より改善されているとは言えない。広域連合の数値は明らかに作為的であり公正ではない。改修前後を区分して基準値を公表することを求める。

- (7) 広域連合は、排ガスは現状より良くなるとたびたび明言しているが（「考え方」A28、「回答書 1」5-①、5-③）、現在の山麓センターの排出実測値に対し、新施設の基準値を比較すれば、我々の計算ではダイオキシンの排出量のみ 0.63 倍と若干低くなるが、その他の排出量はばいじん 13 倍、硫

黄酸化物は520倍等々と格段に大きくなる。これで現状より良くなるとは全く言えず、大幅に悪化する。広域連合の説明は間違っている。排ガスは現状より良くなるとの説明の訂正を求める。

(8) 排ガス成分について、現在の山麓センターの実績排出量と新処理施設の排出量とを、絶対値で比較して公表することを求める。

(9) 「回答書 1」4-③において、「焼却されるごみには、重金属などの有害物質は含まれていませんが、……」と記述しているが、これは重大な間違いで記述の撤回を求める。燃えるごみの中に重金属が含まれていることは常識であり、これが入っていないというのは無知かごまかしである。「バグフィルターで排ガス中のばいじんを確実に捕集する」としているが、それなら何故新ごみ処理施設から年4トンもの“ばいじん”が排出されるのか。現施設と比較してばいじん量が13倍に増えるということは、13倍相応に重金属も排出されることである。「焼却されるごみには、重金属などの有害物質は含まれていません」との記述の撤回と公表を求める。

(10) また焼却時の化学反応により、ダイオキシンよりも毒性の強い物質が多々発生して排出されることは、文献で明らかである。住民の健康を考えるなら、事実を認め正しく住民に伝えるべきである。排ガスには、有害な化学物質が含まれていることを、事実として認め公表することを求める。

(11) 硫黄酸化物の排出基準について、これまでは「現段階ではK値を算出するための必要な条件が全て決定していないため、濃度規制値としている」（「考え方」A-28、A-29）として新施設の排ガス基準値を80ppmとしていたのを、「2巡目資料」P5ではK値17.5以下としている。これでは法規制値より十分低い基準値としているという説明に反する。何故基準値をppmからK値にしたのか。

(12) 新施設の排ガス基準値は80ppm以下でよいのか。

(13) 80ppm以下としても我々の計算では、新施設の硫黄酸化物の排出量は、現山麓センターの実測値に対し520倍になる。これで安全と言えるか。酸性雨への影響や希少動植物への影響がないと言えるか、その根拠を示すことを求める。

(14) 「考え方」A32によれば、「排ガス中に含まれる有害物質を削減することが大きな目的である」、「有害物質量は大幅に削減される」、「これにより、子供はもちろん、周辺住民への影響はないと思う」としているが、上述のように有害物質は大幅に増える。間違った記述であり、子供や周辺住民への影響がないとはいえない。記述の訂正を求める。

(15) 以上の通り排ガスの影響が安全であるという説明が全く成り立たない。安全というなら再度安全の根拠の説明を求める。

(16) 重要なことであるが、「都会の水はまずくて飲めないが白馬の水は美味しい」というのと同様に、白馬の空気が都会よりきれいで美味しいということで観光客が来るし、移住者も来る。さらには喘息やアトピーの人も都会を逃れて移住してくる。白馬が都会並みの空気で良いわけではない。白馬の空気が現状より悪化しないことを求める。

(17) 排ガスは有害であるが、煙突を高くして希釈度の高い場所にごみ焼却施設を設置すれば、有害性が緩和される。ごみ焼却施設は、希釈度が高くて住宅から離れた場所に設置するのが鉄則である。専門家は詳細なシミュレーション計算をしなくても希釈度の凡その比較は可能である。18ヶ所の候補地について、専門家に希釈性の良否と候補地の選別を依頼することを求める。

- (18) 基準値をオーバーすれば炉の運転を停止するとしているが、安定運転時のみの測定では意味がない。安全であることを確実にするためには公害防止協定を結び、その中でダイオキシン類の抜き打ち測定や炉の立上げ運転時や停止運転時の測定、地上での環境基準の遵守監視等を要求するだろう。そうなればしばしば運転が停止になり、焼却炉の安定的運転ができなくなると思われるが、如何ように対応するか。
- (19) 「回答書 2」 4-⑤は質問に正しく答えていない。「調査報告書」の 3 次選定で水源の評価を行ったのは、震災や事故時の対応を評価して下流域の水源の汚染を考慮したとの説明に対して、姫川は糸魚川市民 5 万人の水源なので、これを考慮せよとの要求である。正しく答えることを要求する。
- (20) 「回答書 2」 5-①②③⑤についても正しく答えていない。新ごみ焼却施設からは、現焼却施設より硫黄酸化物が 520 倍等と酸性雨の原因物質が大幅に多く排出される。そのために希少動植物等への影響が懸念されるので、自然環境への影響の検討、安全とする根拠の提示、専門家による評価を求めているのである。これだけ有害物質の排出が増大するのであるから、当然排ガスの影響を考慮し、18 ヶ所を比較検討してより影響の少ない地域を選定することを求める。
- (21) 「調査報告書」の総合評価で、飯森地区は「自然環境や生活環境への影響が他地域と比較して少ない」としているが、とんでもない。上述のように最も影響が大きい地区である。何をもってこのような評価を行なったのか理由の説明と訂正を求める。

6. 地形・地質上の安全性について

- (1) 用地選定に当っては防災面の配慮をするとしながら、1 次選定で防災関係のスクリーニングを行なっただけで、2 次、3 次選定では活断層の検討は勿論、防災面での比較検討を行っていない。住民の生命、安全、財産にかかわる重要な課題の検討が欠落しており、用地選定の欠陥である。18 ヶ所について防災面の検討を行なうことを求める。
- (2) 「回答書 2」 6-①では 50m の根拠はないとしながら、「調査報告書」表 20 及び「説明会資料」表 1-12 で飯森地区について「地形・地質上問題となる可能性は少ない」としている。飯森地区は活断層等の地形・地質上の問題を抱えているのに、他の地域と比較して問題となる可能性は低いとした根拠は何か。
- (3) 「調査報告書」P13 表 6 によれば、50m の根拠として「長野県中信地区廃棄物検討委員会」の立地ルール 25m を挙げているが、このルールには「最低限の除外範囲として示しているもので、次の戦略的環境アセスメントの段階では、より詳細に現況把握と検討を行い、立地候補の絞り込みの判断に活用する」という条件を付けている。これを準用すれば、18 ヶ所の候補地の絞り込みの際に、より詳細に現況把握と検討を行うということであり、飯森地区の決定ではこの過程を無視している。18 ヶ所でのより詳細な現況把握と検討による絞り込みを求める。
- なお、18 ヶ所の候補地についてより詳細な現況把握と検討をするということは、18 ヶ所についてボーリング調査をせよと言っているのではない。これまでのデータや情報を比較検討し、避けるべき地域を分別せよということである。
- (4) 「考え方」A6 で 50m の根拠として引用している山梨県や横須賀市の例は最終処分場の例である。高温の焼却を行なう施設の立地条件の参考とするのは適切ではない。長野広域のごみ焼却施設の場合は 500m で区分している。最も身近な長野広域の例を参考にしなかったのは何故か。

(5) 「回答書 2」6-①で、信州大学小坂教授のご意見として「活断層の状況は地形、地質の状況によっても全く違っており、調査を行わないと判断できない」を引用しているが、これは活断層の近くは簡単には安全かどうか分からないと言っているのであって、確認調査で1本の浅いボーリングをただけで、また50m離れたことで安全だとは言えないという意味である。意味を間違えて解釈している。小坂先生は、「破壊による損傷の被害が深刻になる恐れがある建造物は活断層の近くに作らないことが基本である」とも、「活断層から50m離れているから十分安全だという主張は全くナンセンス」とも言われている。

また、京都大学奥西名誉教授は、①候補地の地下に枝分かれした活断層の存在を否定できない、②候補地の地質は強固な地盤とは言えない、③液状化が起りやすい等により、焼却施設の建設地としては問題があるとしている。両専門家の意見をどのように解釈するか。両専門家の意見を尊重して、より安全な地域を選定することを求める。

(6) 信州大学山岳研究所への調査委託を、活断層と及び副断層の有無調査のみに限定し、その結果をもとに素人の広域連合が安全性の判断を行っているのはナンセンスである。我々が指摘している活断層から50mの危険性、地盤の軟弱性、及び18ヶ所の比較評価を依頼すべきである。信州大学山岳研究所に、下記の検討・評価を依頼することを要求する。

①候補地の地下に枝分かれした活断層の存在を否定できるか。

②ボーリング結果及び近隣地区の過去のデータから見て、候補地の地質は強固と言えるか。

③液状化の可能性はどうか。

④18ヶ所の候補地の中で、ごみ焼却施設の建設場所として避けるべき候補地の選別。

(7) 候補地は、砂防指定地や河川指定地の隣接地、姫川浸水想定地区に一部掛かっており、対岸は河岸段丘堆積物が覆った急斜面、上流近くには土砂災害警戒区域が存在し、大雨による洪水、土砂災害、土砂ダム災害等、危険な地域である。高温の焼却施設を設置するのに適切な場所ではない。

「都市計画運用指針」でも、留意事項として「災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない」と記している。飯森地区は災害発生のおそれが高い場所と判断されるので、もっと安全な場所を選択することを要求する。

(8) ごみ焼却施設は、災害時には特に必要な施設である。中越沖地震時に柏崎のごみ焼却場が破損したため、災害復興に際してごみの処理に大変な支障をきたした。この先例を教訓にして、18ヶ所の候補地の中で、より危険性の少ない場所を選定することを要求する。また、大町、白馬の2ヶ所に設置して危険分散を図ることを要求する。

(9) 「調査報告書」の総合評価で、飯森地区は「地形や社会基盤整備状況及び整備費用が他地域より優れている点等から、建設候補地にふさわしい」としているが、とんでもない。上述のように最も危険な場所であり、基礎工事費等を考慮すれば他地域より格段に不利な場所である。何をもちこのような評価を行なったのか根拠を求める。訂正を求める。

7. 景観について

(1) 白馬の自然景観について、広域連合が全く理解していないのは大変残念である。優れた美術品も、価値を理解できない人にはガラクタであると同様に、自然景観が理解できない人には、巨大な焼却場と高い煙突が自然景観を破壊することが理解できず、そういう方々が本計画を推進していることは大変悲しいことである。何故白馬が県下で4箇所の「景観育成重点地域」の一つに選ばれたかを考えて欲しい。白馬の自然景観の良さを理解する努力と、これの保全を求める。

(2) 「大町も白馬も小谷も観光地でありいずれも景観は重要である」というが、観光の目的によって景観の価値は大きく変わる。大町の観光目的は温泉であり黒部ダムである。大町の街中に焼却施設があっても誰も景観を損なうとは言わないだろう。しかし黒部ダムの直近にごみ焼却施設を建てたら景観を損なうと誰もが言うであろうし、市長は大反対するであろう。白馬は、白馬村の自然景観が観光目的である。「むらごと自然公園・白馬」のど真ん中の巨大なごみ焼却施設と高い煙突は、いかに外観や体裁を繕っても自然景観にとって有害なのである。本来は村長が大反対すべきものであり、村長が先頭に立って反対することを求める。

(3) 景観法に基づいて長野県が指定した「景観育成重点地域」は、①北アルプスへの眺望を極力阻害しないように、②建物の高さは周囲の樹木の高さ以内に、③電柱や鉄塔は目立たないように、等の配慮を求めている。具体的には、ごみ焼却場については高さ13mを超えるもの、建築面積20㎡を超えるものを規制の対象としている。これが景観を守るための手立てなのである。

広域連合の地域で考えれば、「景観育成重点地域」を外した選定は十分可能である。景観法の主旨を尊重し、「景観育成重点地域」以外の候補地を選定することを要求する。

(4) 景観はごみ焼却施設が見えることによって生ずる問題なので、見えないところに設置すれば景観の問題は発生しない。飯森地区は村の真ん中で目立つ場所であるから景観を損なうことになる。山の上の森陰等の見えないところに設置すれば景観の問題は発生しない。「大町も白馬も小谷も観光地でありいずれも景観は重要である」というが、候補地の立地状況で全く異なる。18ヶ所又はその周辺で景観に支障がない地域は存在するので、そういう地域を選定することを求める。

(5) われわれは観光客が減ることを大変懸念している。「回答書 2」12-①で白馬山麓清掃センターの例から観光客は減らないとしているが、場所と時代が異なる。今、飯森地区に建設することの影響が問題なのである。われわれは観光客へのアンケートを実施し、その結果として観光客が減る可能性が高いことを提示した。広域連合が観光客は減らないと考えるなら、単に広域連合の主観ではなく、観光客へのアンケート等観光客が減らないという客観的な証拠を提示することを求める。

(6) 白馬村の人口は、都会から移住者が来ているにもかかわらず減りつつある。移住してくるのは白馬の自然（自然景観や澄んだ空気等）に魅せられて移住して来るのである。このことは、村外から移住してきた者が多い名鉄地区住民自身の気持ちだから断言できる。また、ごみ焼却場ができたなら移住者は激減することも断言できる。そうなれば村の人口減はさらに加速し、村の衰退はさらに早まるだろう。村の衰退を避けるためにも、飯森地区へのごみ焼却施設建設計画の撤回を求める。

8. ごみ焼却施設について

(1) 「回答書 1」12-①別紙において、広域化の場合と大町、白馬山麓が単独設置の場合と費用比較をしていることに対して、「質問書 2」12-①で「同じ時期に同じ量のごみを焼却する施設の建設費だけの比較なら、2箇所より1ヶ所の方が経済的であることは当たり前である。こんな比較表は何の役にも立たない」と指摘し、「白馬山麓の施設をこのまま使い、その間ごみの減量に努め、少なくなったごみの量に見合った小さい施設を建設することで比較すること」を要求した。然るに再度同じデータを提示してきたことに、広域連合の誠意のなさを痛感する。改めて、白馬山麓の施設をこのまま使い、その間ごみの減量に努め、少なくなったごみの量に見合った小さい施設を建設することでコスト比較することを求める。

(2) 「2 巡目資料」P4 に総事業費と内訳が提示されているが、「考え方」A42 で提示された事業費と異なる箇所が多いが何の説明もない。何故1年経つとこのように変わるのか。いい加減な見積りとわざるを得ない。

- ①用地取得費が 20,000 万円から 14,000 万円に下がったのは何故か。
- ②熱回収施設建設工事が 316,500 万円から 333,000 万円に上がったのは何故か。
- ③リサイクルセンターが 24,000 万円から 26,000 万円に上がったのは何故か。

(3) 新しくごみ処理施設を建設すれば、ダイオキシンを含む旧施設を放置しておくわけには行かない。旧施設を撤去するのが当然である。旧施設の撤去費用を総事業費に含めること、及び負担先を明示することを要求する。

(4) 「回答書 2」6-③ではいずれの場所になろうとも耐震設計は必須としているが、新施設の熱回収施設建設工事は耐震設計を折込んだ見積りか。「耐震設計なし」の見積りならば予算にならない。その場合は耐震設計で見積り、総事業費を算出・公表することを求める。

(5) 総事業費を低く見積もって住民を納得させ、実際の工事費は大幅に膨らむという公共事業の例は多々ある。今回は耐震性が課題であるにもかかわらず、一番懸念する基礎工事費は地質調査しないと見積れないという。現在基礎工事費はいくらを見込んでいるのか。飯森地区への建設を固執するならば、地盤が軟弱で基礎工事費が大幅に膨らむことが懸念される。無制限の工事費は容認できない。いくらまでを許容するのか、予算の上限の提示を求める。

(6) 「2 巡目資料」P3 に維持管理費の比較が出ているが、「考え方」A36 でも平成 17 年度データが提示されている。両者を比較すると、大町プラントの維持管理費は 22,600→25,583 万円、白馬山麓の維持管理費は 14,400→17,072 万円といずれも高くなっているのに対し、新施設の維持管理費は逆に 31,700→27,733 万円と安くなっている。1 年経ってこれだけ変動するのは、データがよい加減で新施設に有利なように改ざんしたとしか思えない。個別の施設の過去のデータが 1 年経つと高く変わるのは何故か。新施設は運転もしていないのに、1 年経つと安くなるのは何故か。

(7) 新施設の維持管理費のデータの根拠を示すことを求める。

(8) 同じく「2 巡目資料」の P4 にそれぞれで処理した場合の建設費及び維持管理費が出ている。まず、広域化した場合の施設規模が 48 t で、それぞれで処理した場合の施設規模が合計で 54 t となっているのは何故か。国の指針による施設規模算定式を使えば同じ値になるはずである。

(9) 同じ表で、大町市、白馬山麓の建設費がそれぞれ 21.5 億円、15.7 億円となっているが、その根拠を求める。また維持管理費の根拠を求める。第 50 回ごみ処理広域化計画推進協議会資料 2 の「ストーカ式焼却施設の主な実績」によれば、串本町の 30 t/日の施設は 8 億 3 千 7 百万円、當間町 20 t/日の施設は 9 億円である。また埼玉県大井町（現ふじみ野市）では、60 t/日の焼却炉を 60～70 億円で計画していたものを、ごみの減量化・資源化を図ることにより、20 t/日の焼却炉を 8 億 5 千万円で建設しているとのことである。広域連合の個別処理の見積りは高すぎであり、広域化した施設を有利にするための作為的数値といえる。適切な建設費と維持管理費の提示を求める。

(質問したい事項はまだありますが長くなりますので、とりあえず今回は以上とします。)

以上